

平成31年4月16日

～誰もが心を通わす住みやすいまちへ～

## 23区初！「手話言語及び障害者の意思疎通に関する条例」の手話動画を制作！

区では、手話を言語として認識するとともに、障害の有無にかかわらず、相互に人格及び個性を尊重し合いながら共生する地域社会の実現をめざし、「墨田区手話言語及び障害者の意思疎通に関する条例」を4月1日に制定。この度、区障害者福祉課では、障害のある方に本条例の理解を深めてもらうとともに、より多くの方に手話に触れていただくため、条例を手話で表現する動画を制作し、4月1日より区公式ユーチューブチャンネルで掲載している。条例を手話で表現する動画を制作したのは23区で初めて。

動画は約11分のものを3分割しており、手話を知っている方も知らない方も理解しやすいようにテロップを付けている。美しい桜を背景にした手話通訳は、やわらかい表情でわかりやすく表現されている。

動画の中で手話を伝えている障害者福祉課 木村久美子さんは「条例の内容がしっかり伝わるように、聴覚障害の方にも意見をいただき、手話の内容を工夫した。本動画を通じて、多くの方に、聴覚障害者や手話についてはもちろん、障害のある方への理解を深めてほしい。」

本動画は今後、区が実施する障害に関係する各種イベント等での活用を予定している。



### 【「手話言語及び障害者の意思疎通に関する条例」について】

本条例は、手話を言語として認識するとともに、障害の有無にかかわらず、「手話及び意思疎通手段がより利用しやすい環境」をめざし、「相互に人格及び個性を尊重し合いながら共生する地域社会」の実現に寄与することを目的として制定。

< 条例の三つの基本理念 >

- ・手話は日本語と同じように一つの言語である
- ・障害のある方とない方が理解し合い、お互いを尊重する
- ・障害のある方のコミュニケーションを大切にする

《問合せ》 障害者福祉課 5608-6217